

○相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（相続又は遺贈に係る財産につき相続税を課されない公益事業を行う者の範囲）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第三号に規定する宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者は、専ら社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条（定義）に規定する社会福祉事業、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項（定義）に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する認定こども園を設置し、運営する事業その他の宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業で、その事業活動により文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するところが著しいと認められるものを行う者とする。ただし、その者が個人である場合には第一号に掲げる事実、その者が法第六十六条第一項に規定する人格のない社団又は財団（以下この条において「社団等」という。）である場合には第二号及び第三号に掲げる事実がない場合に限る。</p> <p>一 三 略</p>	<p>（相続又は遺贈に係る財産につき相続税を課されない公益事業を行う者の範囲）</p> <p>第二条 法第十二条第一項第三号に規定する宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者は、専ら社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条（定義）に規定する社会福祉事業、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校を設置し、運営する事業その他の宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業で、その事業活動により文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するところが著しいと認められるものを行う者とする。ただし、その者が個人である場合には第一号に掲げる事実、その者が法第六十六条第一項に規定する人格のない社団又は財団（以下この条において「社団等」という。）である場合には第二号及び第三号に掲げる事実がない場合に限る。</p> <p>一 三 略</p>

(贈与財産につき贈与税を課されない公益事業を行う者の範囲)

第四条の五 第二条の規定は、法第二十一条の三第一項第三号に規定する宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者について準用する。この場合において、第二条第一号中「その者若しくはその親族その他その者と法第六十四条第一項に規定する特別の関係(以下この条において「特別関係」という。)がある者又は当該財産の相続に係る被相続人若しくは当該財産の遺贈をした者若しくは」とあるのは「その者に当該財産の贈与をした者、その者又は」と、同条第三号中「遺贈をした者」とあるのは「贈与をした者」と読み替えるものとする。

#### 附則

##### 1 3 (略)

4 当分の間、幼稚園を設置し、運営する事業その他の公益を目的とする事業で財務省令で定めるものを行う個人については、第二条の規定に該当する者のほか、当該個人のうち当該事業を引き続いて行うことが確実であると認められる者として財務省令で定める者に該当するものは、当該事業に係る資産のうち当該事業を行う者の家事のために充てられるものの金額が当該事業から受ける報酬の額として相当と認められる金額を超えていないことその他の事実が存することにより当該事業及びその経理が適正に行われていると認められる場合として財務省令で定める場合には、法第十二条第一項第三号に規定する公益を目的とする事業を行う者に該当するものとする。

(贈与財産につき贈与税を課されない公益事業を行う者の範囲)

第四条の五 第二条の規定は、法第二十一条の三第一項第三号に規定する宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者について準用する。この場合において、第二条第一号中「その者若しくはその親族その他その者と法第六十四条第一項に規定する特別の関係(以下この条において「特別関係」という。)がある者又は当該財産の相続に係る被相続人若しくは当該財産の遺贈をした者若しくは」とあるのは「その者に当該財産の贈与をした者、その者又は」と、同条第三号中「遺贈をした者」とあるのは「贈与をした者」と読み替えるものとする。

#### 附則

##### 1 3 (略)

4 当分の間、幼稚園を設置し、運営する事業その他の公益を目的とする事業で財務省令で定めるものを行う個人については、第二条の規定に該当する者のほか、当該個人のうち当該事業を引き続いて行うことが確実であると認められる者として財務省令で定める者に該当するものは、当該事業に係る資産のうち当該事業を行う者の家事のために充てられるものの金額が当該事業から受ける報酬の額として相当と認められる金額を超えていないことその他の事実が存することにより当該事業及びその経理が適正に行われていると認められる場合として財務省令で定める場合には、法第十二条第一項第三号に規定する公益を目的とする事業を行う者に該当するものとする。

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第七十三条の四第一項第四号の二の政令で定める者）</p> <p>第三十六条の七の二 法第七十三条の四第一項第四号の二に規定する政令で定める者は、社会福祉法人（日本赤十字社を含む。次条から第三十六条の十までにおいて同じ。）以外の者で児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三十項に規定する小規模保育事業の認可を得たものとする。</p> <p>（法第七十三条の四第一項第四号の三の政令で定める者等）</p> <p>第三十六条の八 法第七十三条の四第一項第四号の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 前二号に掲げる者以外の者で児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を得たもの</p> <p>2 法第七十三条の四第一項第四号の三に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。</p> <p>一 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設</p>	<p>（法第七十三条の四第一項第四号の二の政令で定める者等）</p> <p>第三十六条の八 法第七十三条の四第一項第四号の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 前二号に掲げる者以外の者で児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を得たもの</p> <p>2 法第七十三条の四第一項第四号の二に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。</p> <p>一 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。以下この条から第三十六条の十まで及び第三十六条の十二において同じ。）及び前項第一号に掲げ</p>

設、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設の用に供する不動産

二及び三 略

(法第七十三条の四第一項第四号の四の政令で定める者)

第三十六条の八の二 法第七十三条の四第一項第四号の四に規定する政令で定める者は、学校法人及び社会福祉法人以外の者で就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項若しくは第三項の認定又は同法第十七条第一項の設置の認可を受けたものとする。

(法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者等)

第三十六条の十 略

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 五 略

六 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事

る者が経営する児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設の用に供する不動産

二及び三 略

(法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者等)

第三十六条の十 略

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 五 略

六 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり

業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号及び第十二号に掲げる事業の用に供する不動産

(法第三百四十八条第二項第十号の固定資産)

第四十九条の十一 略

(法第三百四十八条第二項第十号の二の政令で定める者)

第四十九条の十一の二 法第三百四十八条第二項第十号の二に規定する政令で定める者は、社会福祉法人（日本赤十字社を含む。次条から第四十九条の十五までにおいて同じ。）以外の者で児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の認可を得たものとする。

(法第三百四十八条第二項第十号の三の政令で定める者等)

第四十九条の十二 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

事業、小規模住居型児童養育事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号及び第十二号に掲げる事業の用に供する不動産

(法第三百四十八条第二項第十号の固定資産)

第四十九条の十一 略

(法第三百四十八条第二項第十号の二の政令で定める者等)

第四十九条の十二 法第三百四十八条第二項第十号の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 略

2 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産（こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一条第三項に規定する指定法人が経営する児童福祉法第四十条に規定する児童厚生施設の用に供する固定資産にあつては、事務所その他の管理施設、宿舍及び駐車施設の用に供する固定資産を除く。）とする。

一 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設の用に供する固定資産

二 及び三 略

（法第三百四十八条第二項第十号の四の政令で定める者）

第四十九条の十二の二 法第三百四十八条第二項第十号の四に規定する政令で定める者は、学校法人及び社会福祉法人以外の者で就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項若しくは第三項の認定又は同法第十七条第一項の設置の認可を受けたものとする。

一 略

2 法第三百四十八条第二項第十号の二に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産（こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一条第三項に規定する指定法人が経営する児童福祉法第四十条に規定する児童厚生施設の用に供する固定資産にあつては、事務所その他の管理施設、宿舍及び駐車施設の用に供する固定資産を除く。）とする。

一 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。以下この条から第四十九条の十五までにおいて同じ。）及び前項第一号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設の用に供する固定資産

二 略

(法第三百四十八條第二項第十号の八の政令で定める者等)

第四十九條の十五 法第三百四十八條第二項第十号の八に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 六 略

2 法第三百四十八條第二項第十号の八に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 九 略

十 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者（同項第六号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる一般相談支援事業及び特定相談支援事業、同項第五号に掲げる身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号に掲げる知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの並びに同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを営む事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業及び手話通訳事業並びに同項第十二号に掲げる事業の用に供する固定資産

(法第三百四十八條第二項第十号の六の政令で定める者等)

第四十九條の十五 法第三百四十八條第二項第十号の六に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 六 略

2 法第三百四十八條第二項第十号の六に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 九 略

十 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者（同項第六号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる一般相談支援事業及び特定相談支援事業、同項第五号に掲げる身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号に掲げる知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの並びに同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを営む事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業及び手話通訳事業並びに同項第十二号に掲げる事業の用に供する固定資産

(法第七百一条の三十四第三項第十号の三の児童福祉施設)

第五十六条の二十六の三 法第七百一条の三十四第三項第十号の三に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法第三十六条に規定する助産施設、同法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第三十九条に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条に規定する障害児入所施設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設及び同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センターとする。

(法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する施設)

第五十六条の二十六の五 法第七百一条の三十四第三項第十号の七に規定する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号及び第七号に掲げる事業、同条第三項第一号に掲げる事業、同項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第三号に掲げる

(法第七百一条の三十四第三項第十号の二の児童福祉施設)

第五十六条の二十六の三 法第七百一条の三十四第三項第十号の二に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法第三十六条に規定する助産施設、同法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第三十九条に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条に規定する障害児入所施設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設及び同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センターとする。

(法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する施設)

第五十六条の二十六の五 法第七百一条の三十四第三項第十号の七に規定する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号及び第七号に掲げる事業、同条第三項第一号に掲げる事業、同項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第三号に掲げる事業、同項第四号に掲げる老人居宅介護等



事業、同項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業並びに同項第四号の二から第六号まで及び第八号から第十三号までに掲げる事業の用に供する施設とする。

事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業並びに同項第四号の二から第六号まで及び第八号から第十三号までに掲げる事業の用に供する施設とする。

改正後	現行
<p>（国及び地方公共団体以外の者が経営する施設の指定）</p> <p>第十七条 法第十五条第一項第一号（特定用途免税）に規定する国及び地方公共団体以外の者が経営する施設のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び同法附則第三条第一項に規定する学校</p> <p>二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第二条第七項（定義）に規定する</u>幼保連携型認定こども園及び同法<u>第三条第一項又は第三項（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）の規定による認定を受けた施設（前号に掲げるものに該当するものを除く。）</u></p> <p>三 学校教育法第百二十四条又は第百三十四条第一項に規定する専修</p>	<p>（国等以外の者が経営する施設の指定）</p> <p>第十七条 法第十五条第一項第一号（特定用途免税）に規定する国及び地方公共団体以外の者（以下「国等以外の者」という。）が経営する施設のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校で私立のもの、同法附則第三条第一項（従前の学校）に規定する学校で私立のもの、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）<u>第二条第一項（定義）に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項（名称の特例）に規定する公立大学法人（以下この号において「公立大学法人」という。）が設置する大学並びに独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）<u>第二条（名称）に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校</u></u></p> <p>二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第三条第一項又は第三項（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等）の規定による認定を受けた施設で私立のもの（前号に掲げるものに該当するものを除く。）</u></p> <p>三 学校教育法第百二十四条（専修学校）又は第百三十四条第一項（</p>

学校又は各種学校のうち財務大臣が指定したもの

四〇六 略

(児童福祉施設の指定)

第六十五条 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設(助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。)、同法第十二条の四の規定に基づき都道府県が児童相談所に設置する児童一時保護施設、同法第二十四条第一項ただし書の規定を実施するため市町村長が設置するへき地保育所及び同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設とする。

各種学校)に規定する専修学校又は各種学校で私立のもののうち財務大臣が指定したもの

四〇六 略

(児童福祉施設の指定)

第六十五条 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設(助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に限る。)、同法第十二条の四の規定に基づき都道府県が児童相談所に設置する児童一時保護施設、同法第二十四条第一項ただし書の規定を実施するため市町村長が設置するへき地保育所及び同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設とする。

改正後	現行
<p>（科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の範囲）</p> <p>第四十条の三 法第七十条第一項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 私立学校法第三条に規定する学校法人で学校（学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。）の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項の規定により設立された法人で専修学校の設置を主たる目的とするもの</p> <p>五 社会福祉法人</p> <p>六 更生保護法人</p> <p>（特定公益信託の要件等）</p> <p>第四十条の四 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第七十条第三項に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの一又は二以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に関し相当と認められる業績が持続できること</p>	<p>（科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の範囲）</p> <p>第四十条の三 法第七十条第一項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 私立学校法第三条に規定する学校法人で学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下この号において同じ。）の設置若しくは学校及び専修学校（同法第二百二十四条に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項の規定により設立された法人で専修学校の設置を主たる目的とするもの</p> <p>五 社会福祉法人</p> <p>六 更生保護法人</p> <p>（特定公益信託の要件等）</p> <p>第四十条の四 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第七十条第三項に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの一又は二以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に関し相当と認められる業績が持続できること</p>

<p>につき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの（その認定を受けた日の翌日から五年を経過していないものに限る。）とする。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成</p> <p>4 略</p> <p>（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税） 第四十条の四の三 略</p> <p>2〇5 （略）</p> <p>6 法第七十条の二の二第二項第一号イに規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園（学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所を除く。）</p> <p>三〇五 略</p>	<p>につき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの（その認定を受けた日の翌日から五年を経過していないものに限る。）とする。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>（新設）</p> <p>4 略</p> <p>（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税） 第四十条の四の三 略</p> <p>2〇5 （略）</p> <p>6 法第七十条の二の二第二項第一号イに規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七条第一項に規定する認定こども園（学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所を除く。）</p> <p>三〇五 略</p>
---	---

改正後	現行
<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第二百十七条 法第七十八条第二項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人で学校（学校教育法第一条（定義）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。）の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）若しくは各種学校（学校教育法第二百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項（私立専修学校等）の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの</p> <p>五・六 略</p> <p>（特定公益信託の要件等）</p>	<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第二百十七条 法第七十八条第二項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人で学校（学校教育法第一条（定義）に規定する学校をいう。以下この号において同じ。）の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）若しくは各種学校（学校教育法第二百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項（私立専修学校等）の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの</p> <p>五・六 略</p> <p>（特定公益信託の要件等）</p>

<p>第二百十七條の二 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第七十八條第三項に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの一又は二以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に関し相当と認められる業績が持続できるところにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの（その認定を受けた日の翌日から五年を経過していないものに限る。）とする。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成</p> <p>4・5 略</p>	<p>第二百十七條の二 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第七十八條第三項に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるものの一又は二以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に関し相当と認められる業績が持続できるところにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの（その認定を受けた日の翌日から五年を経過していないものに限る。）とする。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>十二 新設</p> <p>4・5 略</p>
--	---

改正後	現行
<p>（特定公益信託の要件等）</p> <p>第七十七条 法第三十七条第四項（公益の増進に著しく寄与する 法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 私立学校法第三条（定義）に規定する学校法人で学校（学校教育法第一条（定義）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。）の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）若しくは各種学校（学校教育法第二百二十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項（私立専修学校等）の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの</p> <p>五・六 略</p> <p>（特定公益信託の要件等）</p> <p>第七十七条の四 略</p>	<p>（特定公益信託の要件等）</p> <p>第七十七条 法第三十七条第四項（公益の増進に著しく寄与する 法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 私立学校法第三条（定義）に規定する学校法人で学校（学校教育法第一条（定義）に規定する学校をいう。以下この号において同じ。）の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）若しくは各種学校（学校教育法第二百二十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項（私立専修学校等）の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの</p> <p>五・六 略</p> <p>（特定公益信託の要件等）</p> <p>第七十七条の四 略</p>



<p>2 略</p> <p>3 法第三十七条第六項の規定により読み替えられた同条第四項（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるもの一又は二以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの（その認定を受けた日の翌日から五年を経過していないものに限る。）とする。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成</p> <p>4 5 6 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 法第三十七条第六項の規定により読み替えられた同条第四項（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるもの一又は二以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの（その認定を受けた日の翌日から五年を経過していないものに限る。）とする。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>十二（新設）</p> <p>4 5 6 略</p>
--	--

改正後	現行
<p>（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲） 第十四条の三 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法第七条第一項（児童福祉施設）に規定する児童福祉施設を経営する事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号ロに掲げるものを除く。）及び同項に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの</p> <p>四〇五 略</p> <p>六 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号ロ及び第十一号イ並びに第一号に掲げるものを除く。）</p> <p>七 略</p>	<p>（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲） 第十四条の三 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法第七条第一項（児童福祉施設）に規定する児童福祉施設を経営する事業として行われる資産の譲渡等（法別表第一第七号ロに掲げるものを除く。）及び同項に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの</p> <p>四〇五 略</p> <p>（新設）</p> <p>六 略</p>